

# 日本統計学会研究部会規程

一般社団法人 日本統計学会

## (目的)

第1条 研究部会（以下「部会」という。）は日本統計学会（以下「本会」という。）における研究活動を促進することを目的とする。

## (構成員)

第2条 部会は主査及び部会員若干名をもって構成する。ただし、主査及び部会員の半数以上は会員でなければならない。

2 主査は、正会員または名誉会員がなるものとする。

## (募集及び成立)

第3条 部会の募集は社員総会前の2ヶ月間とする。

2 部会は社員総会に所定の様式に基づいて設置申請を行い、その採択をもって成立する。

3 部会の募集は、社員総会の承認により停止することができる。

4 停止した部会の募集は、社員総会の承認により再開することができる。

## (期間及び補助金)

第4条 部会の設置期間は2年以内とする。ただし、社員総会の承認を得て1年以内延長することができる。

2 部会運営の必要経費として本会は各部会に補助金を支出する。

3 補助金は1部会年間10万円である。

## (設置場所及び事務)

第5条 部会の設置場所（連絡先）は主査の勤務先または住所とする。

2 部会の運営に関するいっさいの事務は当該部会において行う。

## (報告)

第6条 主査は、部会設置後1年を経過したとき、過去1年間の部会の経過報告書及び会計報告書を、また設置期間が終了したとき、経過ならびに成果に関する報告書及び会計報告書を、それぞれ2ヶ月以内に社員総会に提出しなければならない。

## (公表)

第7条 部会の研究会は会員に公開するものとし、その開催予定を、会報等を通じて会員に知らせるものとする。部会の設置期間終了のとき、寄与した成果について、本会会報等に報告を掲載して広く会員に公表するものとする。

(その他)

第8条 その他本会の定款，規程などに規定した事項は守らなければならない。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。
2. 本改訂版は平成28年3月4日より施行する。